平成２９年（フ）第３９０号
宮崎市末広１丁目２番３号　シャトーモリオカ末広202号
債務者　池田　　真
1　決定年月日時　平成30年１月10日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月12日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２９年（フ）第３９２号
宮崎市一の宮町30番地１　市営住宅188棟14号、前住所宮崎市中西町211番地　ＭＥハイツＡ棟204号
債務者　大岐　美枝
1　決定年月日時　平成30年１月10日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月12日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２９年（フ）第３９５号
宮崎市大字恒久4110番地　山田アパート
債務者　加藤　貞秋
1　決定年月日時　平成30年１月10日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月12日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２９年（フ）第１６７号
宮崎県延岡市桜園町１番地　市営住宅　３－１－１－５
債務者　福岡　裕耶（旧姓富山）
1　決定年月日時　平成30年１月10日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月12日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２９年（フ）第５１９号
鹿児島県鹿児島市三和町35番８号
債務者　樋渡　美穂
1　決定年月日時　平成30年１月10日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月12日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２９年（フ）第５３６号
鹿児島県鹿児島市下荒田３丁目15番４号　アビターレ八幡203号
債務者　大脇　啓郎
1　決定年月日時　平成30年１月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月12日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２９年（フ）第２９１号
兵庫県川辺郡猪名川町白金１丁目１番地７（３－403）
債務者　竹内　　舞
1　決定年月日時　平成30年１月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月13日まで
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２９年（フ）第２９４号
兵庫県伊丹市昆陽８丁目25番地２　メゾンドール昆陽Ⅰ101号
債務者　田中　宏希
1　決定年月日時　平成30年１月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月13日まで
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２９年（フ）第２９９号
兵庫県川西市丸山台１丁目１番地の28　1007
債務者　村上工業こと　村上　真義
1　決定年月日時　平成30年１月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月13日まで
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２９年（フ）第３０８号
兵庫県宝塚市すみれガ丘３丁目３番２－1022号
債務者　上本　正直
1　決定年月日時　平成30年１月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月13日まで
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２９年（フ）第３０９号
兵庫県宝塚市すみれガ丘３丁目３番２－1022号
債務者　上本　悦子
1　決定年月日時　平成30年１月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月13日まで
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２９年（フ）第５００号
熊本市西区島崎２丁目18番50号
債務者　舘石　　裕
1　決定年月日時　平成30年１月10日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月13日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２９年（フ）第５０９号
熊本市東区新南部１丁目４番14号
債務者　喰田　信治
1　決定年月日時　平成30年１月10日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月13日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２９年（フ）第５１４号
熊本市東区石原２丁目７番８号　ピカソ石原104号
債務者　岩本　忠士
1　決定年月日時　平成30年１月９日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月13日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２９年（フ）第２２６号
青森市問屋町１丁目２番７号　らいふはうすＫ102号
債務者　木村　初実
1　決定年月日時　平成30年１月10日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月22日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第１２９号
山口市東山２丁目９番３号
債務者　藤井　嘉子
1　決定年月日時　平成30年１月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月13日まで
山口地方裁判所民事部破産係